

平城京条坊道路の 設計規格について

—大宝令大尺＝高麗尺説におよぶ—

序 平城京の条坊道路は例外なく路面敷の両側に側溝を伴う。この側溝は道路を他の地目から区別するための施設であるとともに、路面敷に降り注ぎ、滞留する雨水などの排水そして周囲の街区からの諸々の排水を受け、流すための施設であったことは言うまでもなかろう。またこの側溝は平城京にあっては、塵芥、糞便を投棄する場であり、同時に水辺の祭祀の場でもあった¹⁾。

条坊道路の側溝のさらに外側には街区との区画施設が設けられる。大路の場合それは築地塀であるが、小路では掘立柱塀である場合も少なくない。いずれにしても、平城京内の空間を条坊道路と街区との二者に分類すると、条坊道路は路面敷、側溝、側溝とその外側の区画施設との間の帯状の場所（ここでは“塀地”と称しておく。「塀」はゼンと読み、「あきち」と訓じる）からなる空間で構成されている。したがって、条坊道路の規矩あるいは規模を考える場合には、換言すれば、条坊道路の設計に際しては、路面敷、側溝、塀地の規矩が当然のことながら、寸法設定の対象とされていたと考えなければならない。

条坊道路分析の前提 通常、発掘調査で検出した条坊道路の規模は、両側溝の中心点間の距離、つまり側溝心々間距離で報告することが多い。これは側溝が設定されて以後、溝として機能している間に流水などで浸食され、本来の側溝幅、路面敷幅が残されていない、あるいは廃絶後の削平作用により、当時の生活面が遺存しえない状況の中であって、より客観的に道路遺構の規模を示しうる方途であることがその理由である。しかし、側溝岸が直線状に遺存している場合は、むしろ稀であり、浸食などによりかなり蛇行しているために、側溝心の位置が計測地点により一定しないこともしばしばありうる。こうした制約の中であって、条坊道路の規矩ないし設計規格を検討するには、遺構に示される事実関係の中から、設定のありようを復元的に読みとる作業が必要とされる。

私は、1984年に古代都城の条坊地割を検討した際に、藤原京の条坊道路については、例えば朱雀大路では、路面幅50大尺、東西両側溝幅が各20大尺、したがって側溝心々間設定寸法が70大尺であり、藤原宮東面北門に通じる三条大路は路面幅20大尺、南北両側溝が各5大尺、側

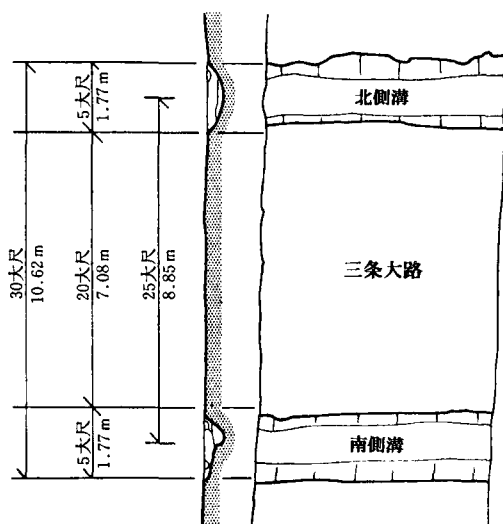


図25 藤原京「三条大路」 1:200

溝心々間寸法25大尺、などと復元した²⁾。いっぽう平城京の条坊道路の規矩については、2、3の例外を除いては側溝心々間距離での計測値を基準にして検討をすすめたのであったが、その理由の一つとして、側溝幅、路面幅などの設定寸法を復元しうる確実な調査例が少なかったことをあげなければならない。以後、平城京において、条坊道路に関する調査事例は飛躍的に増加した。現在私たちは科学研究補助を受けて、古代都城の用排水体系についての総括的研究を進めているところであるが、この機会に平城京条坊道路の規格分析に関するいくつかの問題点を提示しておきたい。

前述のように、条坊道路遺構に限らず、発掘調査で検出しうる遺構の遺存状況はさまざまである。また道路に関しては、側溝の一方しか調査しえない場合、あるいは流水の浸食作用により溝岸が著しく変形している場合などがある。そうした中で、道路設定のありようの解明を試みるには、遺構の遺存状況が良く、かつ両側溝を同じ調査区で検出している調査事例を、まず検討の対象とする必要がある。それとともに、分析に際して、道路を構成するそれぞれの要素つまり側溝幅、路面敷幅が整った寸尺で設計されていたことを前提とすることに、とりあえず異論なかろうし、またそのように前提しなければ、分析自体全く意味をもたないものになる。

事例1 さて、そうした観点に基づいて平城京の条坊道路の分析を試みてみよう。まず、左京三条二坊三坪、四坪境に通じる三条条間南小路の遺構³⁾（図26）では、南北両側溝が同じ調査区内で検出されており、また遺構も流水の浸食作用による乱れが比較的少なく、良好な検討対象といえる。溝内岸間は平均すると5.80m、外岸間距離は8.40mである。大尺、小尺の尺度の問題については後

述するが、5.80m、8.40m双方とも、“天平尺”（小尺）、“高麗尺”（大尺）のいずれでも、整数尺とは見なしがたい。ところがこの数値を用いて算出した側溝心々間距離は7.10mであり、1尺 $\approx$ 0.3548m（ $=0.2957\text{m} \times 1.2$ ⁵⁾）の令大尺でちょうど20大尺（ $0.3548\text{m} \times 20 = 7.096\text{m}$ ）となる。そうとすれば、路面幅、側溝幅の規格はどうかと言えば、私は、この場合、南北両側溝とも5大尺であったと想定する。そう考えると、たとえば北側溝の場合、検出遺構の幅は1.25mであるから、5大尺には 0.52m （ $=0.3548\text{m} \times 5 - 1.25\text{m}$ ）足りない。側溝幅が5大尺であるとして、路面幅を考えると、内岸間距離は南北それぞれ 0.26m （ $=0.52\text{m} \div 2$ ）ずつ狭くなるので、復元路面幅は 5.28m （ $=5.80\text{m} - 0.52\text{m}$ ）となるが、これを15大尺（ $=0.3548\text{m} \times 15 = 5.32\text{m}$ ）とみることに支障はなかろう。やや煩雑な過程をたどったが、これはこの道路遺構の設定規格復元の一つの推定案である。あるいは、側溝幅が4大尺であり、道路幅が16大尺であったとみることも数値の上では可能である。しかし、藤原京での事例群や平城京での他の条坊道路の分析を進めていくと、道路幅を15大尺、側溝外岸間距離を25大尺という、5の倍数値を採用した、より完好的な寸法で設定したとみることのほうが、より蓋然性が高いと判断することができる。

事例2 図27は左京二条十坪と十一坪の坪境で調査した二条条間大路である⁶⁾。この道路遺構の設定規模を、事例1の方法に準じて分析すると、南北両側溝内岸間12.3m、側溝外岸間19.5mであるので、側溝心々間距離は15.9mと算出される。これは45大尺（復元値15.97m）に相当し、従来指摘しているように、この条坊道路は藤原京の「四条大路」や平城京の東四坊大路などと同じ規矩の側溝心々間での設定寸法をとる。二条条間大路のこの検出位置での側溝および路面敷の幅については、南北両側溝はともに3.6m前後であり、10大尺であったとみられ、そうとすれば、路面幅35大尺（復元値12.42m）、側溝外岸間規模55大尺（同19.51m）という設定寸法の復元が可能となる。

事例3 事例2と同じ二条条間大路で、こちらは右京三坊二坪、三坪境での調査例（図28）⁷⁾。南北両側溝外岸間18.4m、内岸間13.6mであるので、側溝心々間距離は16.0m、したがって、事例2と同規模の45大尺である。側溝の幅は両側溝とも、比較的遺存状況の安定している

場所で1.7～2.5mあり、これを5大尺（1.77m）であったとみると、路面幅は40大尺（14.19m）、側溝外岸間50大尺（17.74m）となり、本来の側溝の両岸がそれぞれ一様に30cmほど浸食され幅が広がったという、側溝の変遷のありようを類推することができる。

事例2と3の2ヵ所での分析結果に従えば、二条条間大路は、側溝心々間距離で45大尺という点で共通しているものの、側溝の規模は異なっていたことがわかる。このことから、「平城京の条坊地割は藤原京について想定したような条坊計画線を基準にしてまず路面幅、側溝幅を設定するという方式とは若干原理を異にしたものであり」、「側溝心を基点にする地割方式」をとっている、とした私のかつての指摘²⁾は有効であるとみてもよいだろう。しかし、平城京条坊道路設定のありようは、以下の事例に示されるように、必ずしも一律的に解釈できるものではなさそうである。

事例4 平城宮東院地区の東南に接した地点での東二坊坊間（大）路については、平城京造営当初は側溝心々間距離で「25大尺級」の通有の坊間路規模で設定され、のちに平城宮東院地区の設定、整備に伴い、側溝心々間距離で（推定）70大尺の大路として拡張されるという変遷をたどったことは、すでに指摘した⁸⁾。ここで注目するのは当初の坊間路の規模である。

当初の坊間路の検出遺構を計測すると、外岸間9.55m、内岸間7.55mであり、側溝心々間距離が8.55mであることがわかるが、この長さは坊間路の一般的規模である25大尺には、わずかながら不足し、24大尺（復元値8.52m）にはほぼ一致する。東西両側溝遺構の幅は0.9mないし1.2mであるが、設定規模を4大尺（1.42m）と復元すれば、路面寸法は20大尺となり、平城京では良好な比較例がないものの、藤原京での事例（図25の藤原京「三条大路」など）にみる側溝心々間25大尺の道路における路面規模と同じであることになる（図29）。あるいは、他の多くの条坊道路にみられるように、5の倍数の寸法で側溝が設定されていたとして、この東二坊坊間路の側溝が5大尺幅の設定であったとすると、路面幅の設定寸法は19大尺であったということになる。いずれであったかは断じがたいものの、側溝の遺存状態から推すと、私は前者つまり側溝幅が4大尺に設定されていた可能性が高いと考えている。

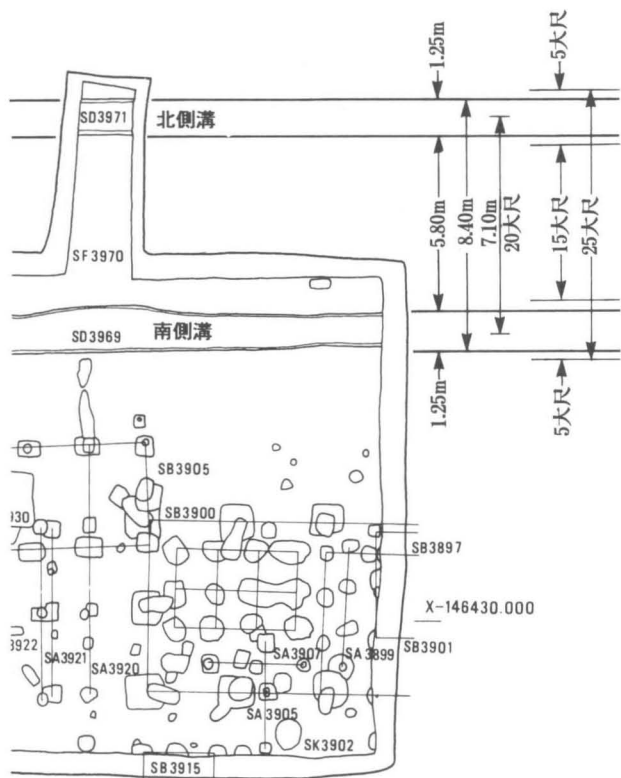


図26 事例1：左京三条二坊三・四坪／三条条間南小路 1：250

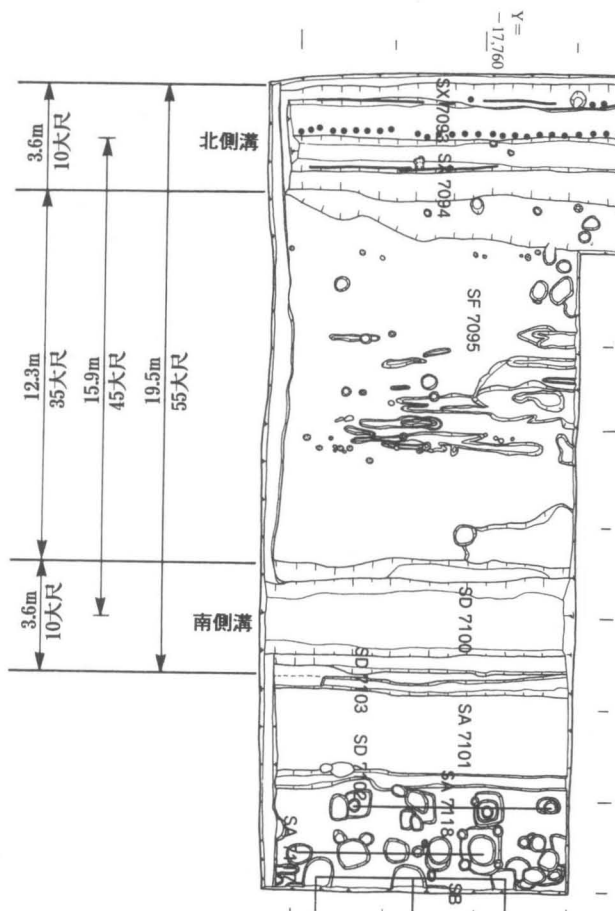


図27 事例2：左京二条二坊十・十一坪／二条条間大路 1：250

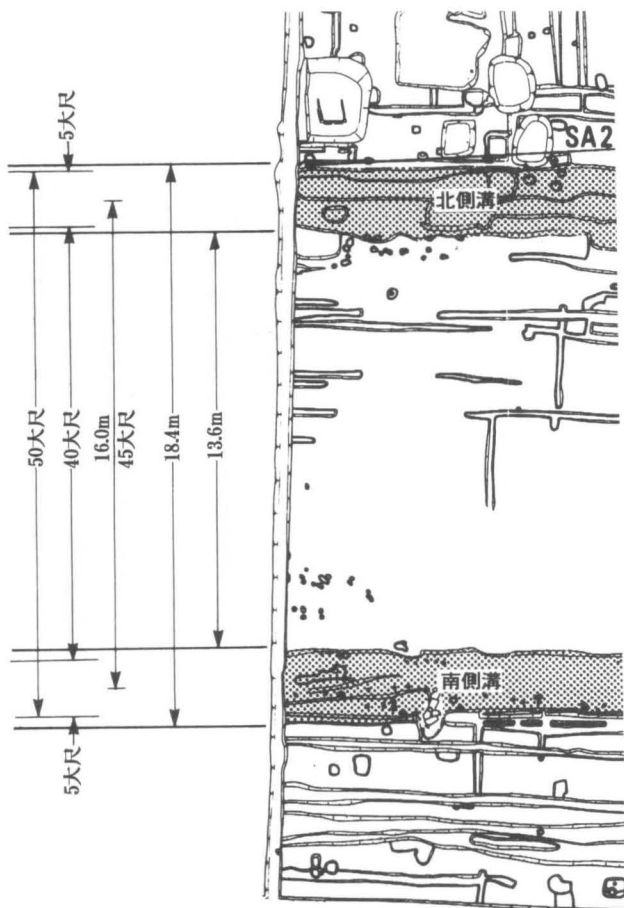


図28 事例3：右京二条三坊二・三坪／二条条間大路 1：250

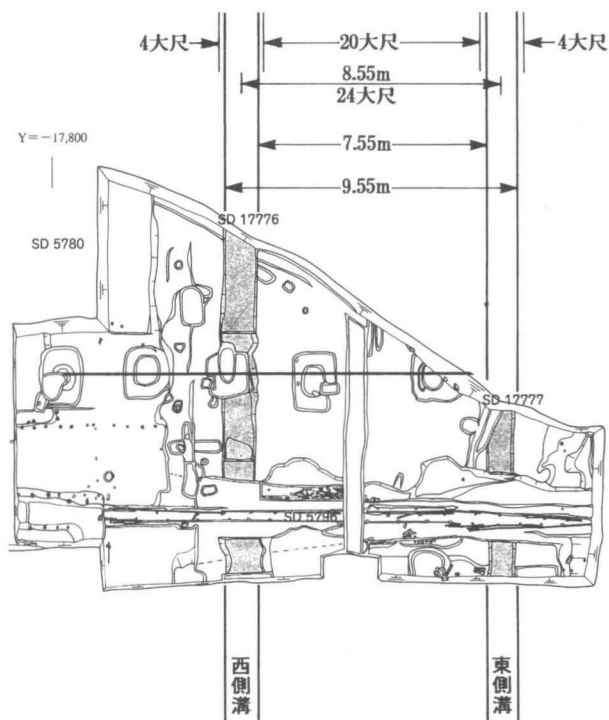


図29 事例4：右京二条二坊十坪・平城宮東院
／東二坊坊間(大)路 1：250

造営尺度について-令大尺=高麗尺説再論 平城京の造営に際して使用された土地測量の尺度が、大宝雜令に度地尺として使用が規定された大尺であり、その実長は、本稿でも援用している1尺 $\approx$ 0.3548mの類の尺度であったと、かねてより判断しているが、その令大尺=高麗尺説に対しては強硬な否定論が展開されている。この高麗尺虚構説に対する有効な反論はすでに提示されているところであるが、上述した事例4の状況からすると、側溝の幅を4大尺とみるにしても、5大尺として路面幅員を19大尺とみるにしても、5の倍数ではない寸法が採用されていたことが想定される。5の倍数の寸法であれば、令に規定するように、5大尺=1歩であるので、藤原京、平城京造営に際しての尺度は「大尺」を用いなくとも、「歩」の単位で説明が可能ではある。しかし、上記のように5の倍数ではない大尺の整数値寸法による設定が実施されていたとすると、すでに論じたように、平城京には例えば側溝心々間寸法が20小尺の小路など、小尺で設定された条坊道路が少なからずあり、しかも、和銅6年の尺度改訂後は1歩=6小尺(=5大尺)とされ、20小尺は、大宝令に大尺とともに度地尺度として規定された歩の単位では説明のつかない寸法であることを考えると、平城京造営当初に、大尺が実態として使用されていたと判断することができるのではないかと考える。

結 以上論じたように、平城京条坊道路の設定にあたっては、当然のことながら、路面幅、側溝幅に規格があり、例えば二条条間大路の場合に示されるように、側溝心々間規模は、京内の隔たった位置にあっても共通しているものの、側溝の規模、路面の規模には相違のある状況の一端を明かにした。一見、千差万別と映じるものの、分析事例を増やせば、そこに統一した原則を析出しようであろうし、また条坊道路のさまざまなありようの中に平城京造営の実態が浮き彫りにされるものと予測される。本稿では言及しえなかったが、冒頭に述べたように、条坊道路は周辺の宅地と地目を異にする場所であるという観点にたてば、側溝外側の堀地の規模つまり街区の区画施設までの空間も視野にいれて分析を進める必要がある。

本稿での分析は、もっぱら遺構平面図を利用したが、実はこれだけでは不十分であり、遺構の断面図の情報も考慮に入れる必要がある。調査に際しては、遺構検出面が実際の遺構存在面と異なることは往々にしてありうる

事態であり、また、とりわけ側溝の断面形態には、平面図からだけでは伺いえない、溝としての来歴を読みとる可能性が大いに内包されているからである。しかしながら、諸般の事情から遺構断面図が報告書に掲載されることは少なく、調査情報についての共通した地盤にたつての議論を進めにくい状況にある。私たちは、平城京の条坊遺構についての断面図をはじめとする、さまざまな客観的情報を公刊すべく、現在作業を進めている。ここで述べきった事柄も、その公表されるデータに基づき改めて検討を行うべきと考えているが、本稿はそのための問題点の提起という予察的なものとして位置づけている。

(井上和人)

1) 井上和人「平城京の都市計画と排水体系」『第6回下水文化研究会発表論文集』下水文化研究会2001。

なお、近時、平城京あっては左京の佐保川、右京の秋篠川の流水=浄水を京内に取り入れて条坊の側溝を潤し、基幹排水路や東西の堀河に流れ込ませ、南端から京外へ流出させるという排水体系が実現していたかのような論調がある(松井章『日本の美術423 環境考古学』至文堂2001、同「古代都城の環境汚染とその対策」『文化財論叢Ⅲ』奈文研2002。)が、これは現実的ではないと考える。もし、そうであるならば、河川流路から条坊道路側溝に浄水を引き込むための取水調節施設が各所に設置されていればともかく、秋篠川、佐保川などの自然河川が増水した場合、京内への浸水が急激に亢進する事態を惹起することになったであろう。平城京では、基本的に条坊道路側溝から秋篠川、佐保川などの大規模流路へと、諸排水を一方向的に、しかも天水頼みの状態で流下させていたと判断すべきであり、浄水を条坊道路側溝に引き込んだ体系的な流下システムが整備されていたのではないとみるべきである。

2) 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅶ』奈文研1984。

3) 科学研究補助金基盤研究(A)「GISを用いた古代都城の排水系統に関する体系的研究」(代表者 田辺征夫)。

4) 奈文研「左京三条二坊三・四坪の調査 第174-10次」『1986平城概報』1987。

5) 造営尺の実長について、これまでの発掘データに基づくところ、1小尺が0.2950mから0.2963mの間にあることをすでに報じた(井上和人「平城宮の造営尺長について」『年報Ⅲ』2000)。したがって本稿では小尺の長さをその中間の値0.2957mとし、大尺はその1.2倍の1尺=0.3548mと仮に定めて検討を試みる。

6) 奈文研「二条条間路の調査-第281次」『年報1998-Ⅲ』1998。

7) 奈良市教育委員会「平城京右京二条三坊二・三坪の発掘調査第283次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』1994。

8) 奈文研「東院庭園地区およびその隣接地の調査-第280次調査」『年報1998-Ⅲ』1998。井上和人「平城宮東院地区の造営年代」『紀要2002』2002。

9) 新井宏「まぼろしの古代尺-高麗尺はなかった」吉川弘文館1992

10) 小澤毅「三道の設定と五条野丸山古墳」『文化財論叢Ⅲ』奈文研2002など。